

議会の委任による専決処分の報告
(世田谷区営住宅の使用料等の支払に係る和解)

1 和解の概要

- (1) 申立人 世田谷区 (以下「甲」という。)
- (2) 相手方 使用者: [REDACTED] 在住 (以下「乙」という。)
- (3) 和解申立日 令和 2 年 9 月上旬
- (4) 和解日 令和 2 年 9 月下旬
- (5) 和解内容 乙は甲から借り受けた区営住宅の使用料・共益費の滞納を認め、債務の合計 1,963,810 円を以下のとおり分割して支払う。
①乙は甲に対し、滞納金の合計額を和解期日の属する月の翌月から完済まで毎月 32,000 円ずつ分割して支払う。
②乙が分割金の支払いを 2 回以上怠った場合、乙は当然に期限の利益を失い、残金を直ちに一括して支払う。
③上記のとおり期限の利益を喪失した場合には、本件建物の使用承認を取り消し甲は明渡しを請求することができる。甲が本件建物の明渡しを請求したときは、乙は甲に対し、直ちに本件建物を明渡す。

2 専決処分日 令和 2 年 8 月 17 日